

長崎県建設工事入札手続等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 長崎県建設工事等の一層の公正な実施を確保するにあたり、入札手続等について必要な検討を行うため、長崎県建設工事入札手続等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 業者選定に係る要綱及び規定に関すること。
- (2) 新たな入札方式に係る県の対応に関すること。
- (3) その他入札、契約手続等の改善等に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会の委員長は副知事をもって充て、委員長が不在又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職を代理する。

(幹事会等)

第4条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会及び作業部会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者を、作業部会は別表3に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、土木部技監をもって充て、幹事長が不在又は幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 作業部会に部会長を置き、建設企画課長をもって充て、部会長が不在又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、検討結果等を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会は必要に応じて部会長が事案ごとに構成員の中から招集し、検討結果等を幹事会に報告するものとする。
- 4 委員長は必要と認めたときは、幹事長又は部会長に幹事会もしくは作業部会の招集を求めることができる。
- 5 幹事長は必要と認めたときは、部会長に作業部会の招集を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会並びに作業部会の庶務は、土木部建設企画課において処理する。

- 2 委員会等の庶務を行うため、土木部建設企画課に事務局を置き、土木部建設企画課長を事務局長とする。

(その他)

第7条 各関係部局等の長は、必要と認めるときは当該部局内に入札手続等を検討する組織を設置し、幹事会に意見等を提出することができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成14年9月20日から施行する。

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月7日から施行する。

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

副知事、総務部長、環境部長、水産部長、農林部長、土木部長、出納局長、教育長、警察本部警務部長、その他委員長が指名する者

別表 2

土木部技監、管財課長、水環境対策課長、自然環境課長、漁港漁場課長、農村整備課長、森林整備室長、監理課長、建設企画課長、道路建設課長、港湾課長、河川課長、建築課長、出納局会計課長、教育庁教育環境整備課長、警察本部会計課長、その他委員長又は幹事長が指名する者

別表 3

監理課長、建設企画課長、別表2に掲げる課(室)及び土木部砂防課の総括課長補佐(又は企画監、参事、課長補佐)、その他委員長又は部会長が指名する者